

鳥羽市行政常任委員会会議録

令和6年3月11日

○出席委員（11名）

委員長	尾崎 幹	副委員長	戸上 健
委員	世古 雅人	委員	山本 欽久
委員	瀬崎 伸一	委員	南川 則之
委員	濱口 正久	委員	山本 哲也
委員	木下 順一	委員	坂倉 広子
委員	世古 安秀		

議長 河村 孝

○欠席委員（1名）

委員 中村 浩二

○出席説明者

- ・中村企画財政課長、斎藤副参事、小崎副室長
- ・木田建設課長補佐
- ・奥村生涯学習課長
- ・濱口総務課長、山本補佐、山下補佐、寺本係長
- ・世古税務課長、上村補佐
- ・榎健康福祉課長、北村副参事、辻川補佐、大矢副室長、小阪係長
- ・吉川農林水産課長、榊原係長
- ・勢力水道課長、河原補佐、吉崎係長、奥村係長
- ・勢力消防長、武中次長、中濱主査
- ・山本定期船課長、西根補佐、福田補佐

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 岩田 太
議事総務係書記 岡村 なぎさ

次長兼
議事総務係長 平山 智博

(午前10時00分 再開)

○尾崎 幹委員長 皆さん、おはようございます。

本日は、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災から13年が経過いたします。これより、犠牲者を悼み黙禱を捧げますので、皆さんご協力いただきますようお願いいたします。

黙禱。

(全員起立・黙禱)

○尾崎 幹委員長 ご協力ありがとうございました。

それでは、ただいまより行政常任委員会を再開いたします。

中村委員より、体調不良のため欠席の報告がありましたので、ご承知おきください。また、副委員長が不在となることから、本日出席議員中、最年長議員である戸上委員に臨時副委員長を務めていただきますので、よろしく申し上げます。

当委員会に付託された案件は、議案第48号、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第49号、鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部改正について、議案第50号、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第51号、鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第52号、鳥羽市手数料徴収条例の一部改正について、議案第53号、鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第54号、鳥羽市介護保険条例の一部改正について、議案第55号、鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、議案第56号、鳥羽市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、議案第57号、鳥羽市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、議案第58号、鳥羽市給水条例及び鳥羽市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について、議案第59号、鳥羽市辺地の総合整備計画の策定について、議案第60号、定住自立圏形成協定の変更について、議案第61号、三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議について、議案第68号、海難事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについての議案15件であります。

審査に入る前に委員の皆さんに申し上げます。

本日は、議事の進行の都合上、一部議案の順番を入れ替えて審査を行いますので、あらかじめご了承ください。また、議案が複数ある課については、一括して説明を受け、その後、議案ごとに質疑を行いますので、ご承知おきください。

それでは、これより付託議案の審査に入ります。

議案第48号、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、担当課の説明を求めます。

課長。

○吉川農林水産課長 おはようございます。農林水産課長の吉川です。よろしくお願いたします。

では、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第48号、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてにつきましては、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴い、法律名が変更されましたことから、改正を行うものでございます。

改正される条例につきましては、議案書の2ページ、新旧対照表は1～3ページとなります。

改正の理由といたしましては、漁港における海業の推進等により、水産業の発展、漁業地域の活性化を図るため、漁港の活用促進などを追記することを目的とし、国におきまして、法律名が漁港漁場整備法から漁港及び漁場の整備等に関する法律に改正されましたので、その関係条例としまして、鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例、鳥羽市漁港管理条例、鳥羽市風致地区内における建築等の規制に関する条例の3条例について、一部改正するものです。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○尾崎 幹委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第48号についてご質問ございませんか。

木下委員。

○木下順一委員 ちょっと聞かせていただきたいんですけども、冒頭、委員長と農水課長のしゃべった件で、この影響する三つの条例、名称が変わっただけですけども、大本の漁港漁場整備法、それと水産業協同組合法、これの中身が変わっと思うんですけども、うちも漁港もあれば漁協もあるんで、何か事務的に影響の出てるようなことはないのかなということをお聞きしたいんですけども。

○尾崎 幹委員長 課長。

○吉川農林水産課長 そうですね。これから先、影響が出るかもしれないんですが、特に今のところ影響はないのかなというふうには考えているんですが。

○尾崎 幹委員長 木下委員。

○木下順一委員 私もちっと調べてみると、何か漁港施設等活用事業制度の創設とか漁港施設の見直しなんかも一部改正の中にあって、今後やっぱり影響してくるところがあるのかなと思ったもので聞かせていただいたんで、また中身を見ていただいて、影響のある部分は適正に処理していただきたいかなと思っています。

以上です。

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。

課長、大丈夫ですか。

他にございませんか。

これ、結構、漁業者さんらの提案が基やと思っておりますので、国に対しての。

他にございませんか。

(発言する者なし)

○尾崎 幹委員長 ないようですので、次に議案第49号、鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、議案第51号、鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、担当課の説明を求めます。

総務課長。

○濱口総務課長 総務課長、濱口です。よろしくお願いします。

それでは、議案第49号から、まず説明をさせていただきます。

鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてということでご説明のほうをさせていただきます。

議案書の3ページのほうをお願いします。

提案理由といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴いまして所要の改正を行いたく、本提案とするものでございます。

主な内容につきましては、新旧対照表のほうをご覧ください。

4ページをご覧ください。よろしいでしょうか。

○尾崎 幹委員長 はい、どうぞ。

○濱口総務課長 簡単に説明させていただきますと、本条例第2条におきまして引用する条項の整理としまして、同条に新たに第5号として「特定個人番号利用事務」というのを、次に第6号では、「利用特定個人情報」という定義を加えるものでございます。そして、この第2条で追加されました用語の定義によりまして、第4条第1項及び同条第3項におきまして、文言の整理のほうを行った改正となっております。

なお、施行期日につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行します。

この部分の議案の説明としては以上でございます。

続けていいですか。

○尾崎 幹委員長 はい、続けてください。

○濱口総務課長 それでは、議案第51号のほうを説明させていただきます。

鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明をさせていただきます。議案書は8ページのほうをお願いします。

提案理由といたしまして、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するため所要の改正をしたく、本提案とするものでございます。

改正の内容につきましては、さきにお渡しさせていただいています議案概要の表のほうを見ていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

○尾崎 幹委員長 どうぞ、続けてください。

○濱口総務課長 よろしいですか。

改正の内容につきましては、その表のほうをご覧ください。

まず、1つ目なんですけど、勤勉手当の規定の追加でございます。改正前は、期末手当、6月、12月で2.5月のみでございました。改正後につきましては、期末手当が6・12月をそれぞれ1.225月としまして、合計2.45月になります。これまでより0.05月減となっておりますが、これにつきましては、正規の職員の支給率に合わせてのものでございます。そして、新たに勤勉手当といたしまして、6月と12月でそれぞれ0.4875月としまして、合計で0.975月を支給するものでございます。

これによりまして、改正後の期末手当が年間で2.45、新たに勤勉手当が0.975追加となり、合計で

3.425月の分が支給されることとなります。これが今回の追加分の改正の内容でございます。

この改正によりまして、これまでの期末手当支給に関する経過措置を削除いたします。また、関連いたします鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正も併せて行うものでございます。

施行期日につきましては、令和6年4月1日から施行します。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いします。

○尾崎 幹委員長 担当課の説明は終わりました。

これより議案ごとに質疑を行います。

まず初めに、議案第49号についてご質疑ございませんか。

(発言する者なし)

○尾崎 幹委員長 ないようですので、次に、議案第51号についてご質疑ございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 第13条の2のフルタイム会計年度任用職員100分の102.5を100分の48.75に改めます。同時に、パートタイムの会計年度任用職員の報酬の月額に相当する額として、規則で定める額、これも同じ48.75になっております。48.75になった理由は何でしょうか。

○尾崎 幹委員長 総務課長。

○濱口総務課長 全体の正規職員とのバランスであったり、再任用職員とのバランスを考えた上でこの数値に合わせております。

以上でございます。

○尾崎 幹委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 常勤職員は100分の幾つでしょうか。

○尾崎 幹委員長 はい、山下補佐。

○山下課長補佐 人事担当補佐の山下です。

正規職員につきましては、年間で2.05となっております。

○尾崎 幹委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 総務省が新たな勤勉手当の支給について、Q&Aを出しております。こういうふうにするのが望ましいという指示、文書です。これによりまして、勤勉手当の支給額についても、1は常勤手当基礎額掛ける期間率掛ける成績率により計算というもの、これは常勤職員ですけれども、常勤職員の取扱いと権衡等を踏まえて定める必要がある。権衡というのは、権利の権と均衡の衡で、おもりとさおで釣合いが取れるようにという指示です。

先ほどの課長補佐の説明によりまして、常勤職員は2.0、一方、会計年度任用職員は0.975で1か月に至りません。総務省の指示の権衡等を踏まえて定めろという趣旨に反していると僕は思うんですけれども、いかがでしょうか。

○尾崎 幹委員長 総務課長。

○濱口総務課長 いろんな働き方がある中で、会計年度任用職員という位置づけの中で、うちのほうもいろいろ仕事をしてもらっています。ただ、正規の職員のバランス、それで先ほども申したんですが、再任用職員との

バランスも考えますと、それ以上の位置づけというのはなかなか難しいというふうに考えましたので、勤勉手当としては設けますが、率のバランスとしてはそこら辺を加味したものでございます。

○尾崎 幹委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 基礎額は半分以下です、会計年度任用職員の年収は。バランスということ言えば、もう同額にしてやれというようなむちやを僕は言うとはありません。少なくとも基礎額に相応する常勤職員の2.0を会計年度任用職員にも適用すべきではないかと、総務省もそうする必要があるというふうに言うております。

担当課は、県内の市町の実施状況を調べていただいたそうですが、2.0、常勤職員と同じ額、期末手当と併せて4.5もしくは4.6か月ですけれども、支給している市はどこでしょうか。

○尾崎 幹委員長 山下補佐。

○山下課長補佐 県内を調査いたしましたところ、2市が正規職員並みにしておりまして、四日市市と志摩市、この2市が正規職員並みとなっております。あとフルタイムに限ればなんですが、いなべ市も正規職員並みとなっております。ただ、フルタイムがない可能性もあります。

以上です。

○尾崎 幹委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 お隣の志摩市は、常勤職員と同じ4.5を会計年度任用職員についても支給しております。ゼロという市もあるそうですけれども、こういった先進の自治体にぜひ鳥羽市も近づけてやってほしいと。何でそうなんだんやと、金はあるのにというふうに僕は思います。次年度から考えたってほしいというふうに思います。

以上です。

○尾崎 幹委員長 要望でいいですか。

総務課長。

○濱口総務課長 申し添えだけさせていただきますと、全体の市町の基本の月の給料を見ますと鳥羽市は決して低くないところに置いていますので、その辺を加味していただくといろんなバランスというのは言えるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○尾崎 幹委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 分かりますけれども、詳しくは予算委員会の総務のところでもたお聞きします。

以上です。

○尾崎 幹委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 ないようですので、次に、議案第59号、鳥羽市辺地の総合整備計画の策定について、議案第60号、定住自立圏形成協定の変更について、担当課の説明を求めます。

企画、副参事。

○齋藤副参事 企画財政課、齋藤です。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、議案第59号、議案第60号の2議案について説明させていただきます。

議案書は32ページになります。

議案第59号、鳥羽市辺地の総合整備計画の策定についてでございます。

辺地につきましては、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他地域に比較して住民の生活・文化水準が著しく低い山間地、離島、その他へんびな地域を指し、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律及びその他政令に定める要件に関し、該当しているものを言います。辺地に該当するか否かにつきましては、その地域から公共施設までの距離などを点数により判断することとなっております。点数は100点以上ということになっております。

これまでの辺地の整備計画については、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画として上げておりました。今回は、令和6年度から令和8年度までの新たな3年間の整備計画ということで提案させていただきます。32ページの提案書の提案理由にもございますように、今回の辺地整備計画としては、神島町、菅島町、答志町、桃取町、坂手町、石鏡町を予定しております。

33ページをご覧ください。

まず、神島町辺地であります。

辺地度点数は168点となっております。また、項目2の公共施設の整備を必要とする事情については、前段は地域の紹介で、中段以下が事業の必要性と事業概要となっておりますので、よろしくお願いたします。

神島町は、老朽化した船舶の更新に伴う代替船舶の建造、この項目は、各離島の共通となっております。神島診療所の心電図、一般エックス線撮影装置の更新、消防ポンプ自動車整備、神島小・中学校体育館照明設備の取替え、神島教員住宅の修繕計画であります。

次に、34ページをご覧ください。

項目3の公共的施設の整備では、船舶は、各離島で令和3年度の利用客数で案分しております。船舶が事業費2,369万1,000円のうち辺地対策事業債、いわゆる辺地債として1,000万円、神島診療所医療施設整備が事業費572万円のうち辺地債280万円、消防車両等整備維持管理経費が事業費2,150万円のうち辺地債2,150万円、神島中学校管理業務が事業費1,159万4,000円のうち辺地債770万円、神島教員住宅、小・中学校管理業務が事業費1,500万円のうち辺地債1,500万円を計画しております。

次に、35ページをご覧ください。

菅島町でございます。辺地度点数は118点となっております。

菅島町は、船舶建造のほか、菅島診療所心電図や一般エックス線撮影装置、薬剤自動分割分包機の更新、消防団格納倉庫の建て替えの計画であります。

36ページをご覧ください。

項目3の公共的施設の整備につきましては、案分しております。船舶が事業費6,686万4,000円、うち辺地債2,720万円、菅島診療所医療施設整備が事業費770万円、うち辺地債380万円、消防施設整備維持管理経費が事業費3,300万円のうち辺地債3,300万円を計画しております。

次に、37ページをご覧ください。

答志町でございます。辺地度点数は156点。

船舶建造のほか、答志中学校防球ネット改修工事計画であります。

次に、38ページをご覧ください。

項目3、公共的施設の整備につきましては、案分しております。船舶が事業費1億4,369万5,000円のうち辺地債5,890万円、答志中学校管理業務が事業費128万7,000円のうち辺地債120万円を計画しております。

39ページをご覧ください。

桃取町でございます。辺地度数は133点となっております。

桃取町は、船舶建造のほか、桃取診療所の一般エックス線撮影装置の更新及びデジタルラジオグラフィーションシステムの導入の計画であります。

40ページをご覧ください。

項目3の公共的施設の整備につきましては、案分しております。船舶が事業費1億441万4,000円のうち辺地債4,280万円、桃取診療所医療施設整備が事業費807万円のうち辺地債400万円を計画しております。

次に、41ページをご覧ください。

坂手町でございます。辺地度数は126点となっております。

船舶建造のほか、坂手診療所の心電図及び一般エックス線撮影装置の更新、消防団格納庫の建て替え、消防ポンプ自動車整備の計画であります。

42ページをご覧ください。

項目3、公共的施設の整備につきましては、案分しております。船舶が事業費5,491万3,000円のうち辺地債2,230万円、坂手診療所医療施設整備が事業費572万円のうち辺地債280万円、消防施設整備維持管理経費が事業費3,300万円のうち辺地債3,300万円、消防車両等整備維持管理経費が事業費200万円のうち辺地債200万円を計画しております。

43ページをご覧ください。

石鏡町でございます。辺地度数は143点となっております。

石鏡町は、消防ポンプ自動車整備、中央公民館石鏡分館の分館前広場において舗装整備計画でございます。

44ページをご覧ください。

公共的施設の整備につきましては、消防車両等整備維持管理経費が事業費850万円のうち辺地債850万円、公民館維持管理が事業費406万7,000円のうち辺地債400万円を計画しております。

以上が、辺地に係る整備計画の内容でございます。

続きまして、議案第60号、定住自立圏形成協定の変更につきましてご説明申し上げます。

議案書は45ページから47ページになります。

提案理由といたしまして、伊勢志摩圏域における自転車の活用推進及びインクルーシブスポーツ環境の充実を図るため、伊勢市との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更したく、本提案とするものでございます。

46ページのほうをご覧ください。

今回、事業の追加をお願いするもので、追加事業が2つございます。

1つ目が、別表第1に次の表を加えます。施策は自転車の活用推進、取組内容は、観光振興、健康の増進、安心・安全利用、環境への負荷の低減等の公共の利益の増進に向けて自転車を活用した取組を行うとしております。甲、この場合は伊勢市になります。乙、この場合鳥羽市になります。甲乙の役割ですが、自転車を活用したまちづくりに取り組む組織等において互いに連携し、必要な取組を行うこととしております。

2つ目が別表2-4に次のように加えます。施策はインクルーシブスポーツ環境の充実、取組内容は、共生社会の実現に向け、インクルーシブスポーツの推進を図るとしてしています。甲（伊勢市）の役割として、乙（鳥羽市）と連携し、インクルーシブスポーツのイベント、講習会、研修会等を開催し、インクルーシブスポーツの普及啓発を図る。乙（鳥羽市）の役割として、伊勢市と連携し、インクルーシブスポーツの普及啓発を図るとしてしています。

提出させていただいた資料、【企画財政課】1というのがございます。ご覧ください。既に提出しております。こちらのほうの説明をさせていただきます。

定住自立圏形成協定の変更についてということで、現在、伊勢志摩地域定住自立圏形成協定は、平成25年7月18日に締結され、これまで6回の協定変更を経ています。今回、7回目の変更の協議ということになります。

2の変更内容等というところですが、新規の取組についてというところになります。自転車を活用したまちづくりということで、対象市町は、鳥羽市以下、ご覧のとおりとなります。

変更理由として、ナショナルサイクルルートに指定された太平洋岸自転車道や各市町の交通結節点における安全で快適な自転車の通行環境の確保に向けて、令和4年7月に伊勢志摩地域における自転車等活用検討会を設立し、生活及び観光の交通手段としての自転車活用に向けた取組の検討を進める。

検討会において伊勢志摩地域自転車等活用推進計画を策定し、圏域市町の連携の下、サイクルツーリズムの推進や自転車通行空間の確保、健康づくりの啓発、安全利用の促進など、地域一体で自転車を活用した取組を行うものである、とあります。

②のインクルーシブスポーツ環境の充実のところになりますが、対象市町は、鳥羽市以下、ご覧のとおりということで、変更理由ですが、インクルーシブスポーツの普及啓発については、環境団体と連携し、イベント等を開催するなど取組を進めているところであるが、圏域住民の認知度はまだ低い状況にあります。このことから、関係団体との連携強化を図りながら、イベント、講習会、研修会等の開催により、さらなる普及啓発に取り組むものであるとなります。

次に、企画財政課資料の2として提出させていただいている資料をご覧ください。

先ほどから出ているインクルーシブスポーツの解説と、伊勢市での取組をつけさせていただいたものになりますので、ご覧ください。

インクルーシブスポーツとは、障がいの有無や年齢、性別、国籍等を問わず、誰もが尊重し合い、人々の多様な在り方を相互に認め合う全員参加型の社会である共生社会の実現に向けた取組を推進する、各人の適正に合ったスポーツのことを指すということです。

以下、ご覧のような実施内容で伊勢市で行われております。

また、企画財政課資料3として提出させていただいた資料もございます。現況の定住自立圏の形成に関する協定書のほうをつけさせていただいておりますので、参考までにご覧ください。

以上が説明となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○尾崎 幹委員長 担当課の説明は終わりました。

これより議案ごとに質疑を行います。

まず初めに、議案第59号についてご質疑ございませんか。

(発言する者なし)

○尾崎 幹委員長 ないようですので、次に、議案第60号についてご質疑ございませんか。

世古委員。

○世古安秀委員 自転車を活用して健康とか観光に役立てるというか、これはそれなりにすばらしいことでありますけれども、パールロード沿線とか、それまでに鳥羽からパールロードへ来るまでの道路が非常にやっぱり狭いというふうなところで、我々も鳥羽へ来るときはパールロードを通りますけれども、自転車が走ったりオートバイが走ったりすると、非常に危険なところがあるというふうなところでして、そこで、この変更の内容の中にも、イの変更理由の中に、自転車通行空間の確保とか安全利用の促進などというふうに書かれておりますけれども、これに対して、安全性を確保するために、自転車に乗っている人もですし、通る車の人も安全確保が必要なのかなと思いますけれども、どういうふうなことを今後進めていくのか、それがありましたらお伺いしたいと思いますけれども。

○尾崎 幹委員長 いけますか。

木田補佐。

○木田課長補佐 建設課、木田でございます。よろしくお願いいたします。

今、委員がおっしゃったパールロードにつきましては、県道ということで市の管轄ではございませんが、今回のお話の中でもパブリックコメントを行った中で、そのような道の整備が足りないんじゃないかというふうなご意見もいただいております。これからも、現状狭いという部分がありますので、そういう部分も含めて、県に対して要望というのは続けていかなければいけないのかな、そういう認識でおります。

以上でございます。

○尾崎 幹委員長 世古委員。

○世古安秀委員 県道ですので、パールロードのところには何か青い矢印が、自転車を通るような、そういう目印がついておりますけれども、県に対してきちんと拡幅とかということを要望してもらおうということが大事だと思いますし、ただ、やっぱりパールロードだけやなしに市道のほうも、ずっと松尾から相差のほうを回って国崎のほうへ来たりというふうな道路も、あれは県道ですね。市道のほうでも、県道から国崎、パールロードへ、国崎のほうでは、下の県道から上の県道のパールロードへ登るところは市道ですので、そういうところもちょっと十分注意しながら安全確保に努めていただきたいというふうに思います。これは要望としておきます。

以上です。

○尾崎 幹委員長 要望ですね。

木田補佐、線がいっぱい入っとるのはよく分かるんですけども、志摩市の範囲内はパールロードは木が切っ

てあって、鳥羽から浦村までの海が見えるエリアは全部木を切ってへんよって、それも同時に要望してもらわな。道の安全・安心と景観の保護、それをお願いします。

他にございませんか。

濱口委員。

○濱口正久委員 ちょっと教えてほしいんですけども、今回、定住自立圏形成に関する協定の中で、自転車のまちづくりのサイクルルートの対象市町の中に伊勢市さんが入っていないように見えるんですけども、この対象と、今回の伊勢市さんとの間で締結した定住自立圏に関する協定の中の文言を変えるということとは別の話でよかったのでしょうか。

○尾崎 幹委員長 小崎副室長。

○小崎副室長 企画財政課、小崎です。

伊勢市は中心市ということですので、この中に入っていないというよりも、伊勢市と連携する市町というのが書き並べてある形になります。

以上です。

○尾崎 幹委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 そうすると、インクルーシブも同じような考えでよろしかったのでしょうか。はい、ありがとうございました。

○尾崎 幹委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

坂倉委員。

○坂倉広子委員 インクルーシブのスポーツの環境の充実ということがうたわれておりますけれども、伊勢市のホームページを見ますと、インクルーシブのスポーツをこういうふうにやりましたということが載っているんです。鳥羽市でもインクルーシブというのが、いわゆる障がいがあるないにかかわらずこういうスポーツをやっていただいて、そしてパラリンピックに結びつけていくという目的でやられているのかなというのをちょっと確認したいんですけども。

○尾崎 幹委員長 奥村課長。

○奥村生涯学習課長 教育委員会生涯学習課、奥村です。よろしくをお願いします。

鳥羽市も、経常の予算のほうでもう数年来、社会福祉協議会さんとうちの分野で話をして、やれるときはやりましょうというお金を持っています。やったこともあるとは聞いておるんですが、パラリンピックを目指してというような言葉がありましたけれども、そこまでは特に意識をしておりません。社会福祉協議会さんと話をしながら、やれるときにやっているというようなことを進めております。

以上です。

○尾崎 幹委員長 坂倉委員。

○坂倉広子委員 大変いいことだと思いますもので、また障がいのある人ない人がこういうところへスポーツの参加ができる場所を目指していただきたいなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○尾崎 幹委員長 要望です。

他にございませんか。

(発言する者なし)

○尾崎 幹委員長 ないようですので、説明員入替えのため暫時休憩いたします。

(午前10時44分 休憩)

(午前10時50分 再開)

○尾崎 幹委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

続いて、議案第52号、鳥羽市手数料徴収条例の一部改正について、議案第55号、鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、担当課の説明を求めます。

消防長。

○勢力消防長 消防本部消防長の勢力です。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、議案第52号からご説明申し上げます。議案第52号、鳥羽市手数料徴収条例の一部改正についてでございます。

提出議案書11ページをお願いいたします。

提案理由といたしましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令等の施行に伴い所要の改正をいたすべく、本提案をするものでございます。

新旧対照表10ページ、11ページとなります。

改正内容につきましては、まずは消防本部から提出しています資料、危険物屋外タンク貯蔵所の資料と一緒にご覧ください。

第2条第1項第9号イ中の消防法第11条第1項前段の規定による設置許可申請手数料で、10ページの浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所のアから11ページのクについて、記載のとおり手数料を引き上げるように改めます。

この浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所は、今回資料で提出させていただいているように、貯蔵量が1,000キロリットル以上からの変更で、写真を見ていただきますとよく分かると思うんですけども、非常に大きい屋外タンク貯蔵所で、鳥羽市には該当はありません。

提出議案12ページをお願いします。

施行の期日といたしましては、令和6年4月1日からの施行となります。

続きまして、引き続き、議案第55号、鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてご説明いたします。

提出議案書21ページをお願いします。

提案理由といたしまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い補償基礎額を改正いたしたく、本提案をするものです。

新旧対照表26ページ、27ページをお願いします。

改正内容につきましては、令和5年11月に一般職の職員の給与に関する法律の一部が改正され、俸給月額が改正されたことから、損害補償の額の算定の基準となる補償基礎額について改正を行うものです。第5条関

係の第2項中の(2)において、補償額を8,900円から9,100円に改めます。

別表の団長及び副団長の項中、1万2,440円を1万2,500円に、1万3,320円を1万3,350円に、同表、分団長及び副分団長も、1万670円を1万800円に、1万1,550円を1万1,650円に、1万2,440円を1万2,500円に、同表の部長・班長及び団員も、8,900円を9,100円に、9,790円を9,950円に、1万670円を1万800円に改めます。

提出議案書の22ページをお願いいたします。

施行の期日といたしましては、令和6年4月からの施行となります。経過措置については、記載のとおりでございます。

以上で消防本部の説明といたします。ご審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○尾崎 幹委員長 担当課の説明は終わりました。

これより議案ごとに質疑を行います。

まず初めに、議案第52号についてご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 ないようですので、次に、議案第55号についてご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 ないようですので、次に、議案第56号、鳥羽市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、議案第57号、鳥羽市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、議案第58号、鳥羽市給水条例及び鳥羽市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について、担当課の説明を求めます。

水道課長。

○勢力水道課長 水道課、勢力です。よろしく申し上げます。

それでは、提出いたしました議案についてご説明申し上げます。

議案書の23ページをお願いします。

議案第56号、鳥羽市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用するため所要の改正をいたし、本提案とするものです。

下水道事業の公営企業会計への移行については、令和6年度末までに移行するよう要請されていた中で、令和6年度当初から地方公営企業法の規定の全部を適用するもので、水道事業の事業経営と同様の手法で行います。これらのことから、鳥羽市水道事業の設置等に関する条例に下水道事業の規定を追加するなどの内容となりますので、よろしく申し上げます。

それでは、新旧対照表も併せてご覧いただきたいですので、28ページのほうをお開きください。

まず、題名を改正してありまして、同条例に下水道事業を追加するため、「水道事業」の後に「及び下水道事業」を追加しており、以下の条項でも同様の追加を行っております。

続きまして、第1条では、見出しに先ほどと同様の「及び下水道事業」を加えた字句の追加のほか、第2項といたしまして下水道事業の設置について規定し、第1条の2として、下水道事業に地方公営企業法の規定の

全部を適用することを新たに規定しています。

第2条は、字句の追加のほか、新たに第4項で経営の方針として、下水道事業の処理区域、処理人口及び処理水量について規定しています。

第3条以下は、略称規定による改正のほか、字句の追加、引用する法律の改正に伴う条の改正、文言の調整を行うもので、次に、関係するほかの条例を附則で8件改廃していますので、提出議案の25ページをお願いします。

附則のほうの第2項になりますが、下水道事業が公営企業会計に移行することから、鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計条例を廃止するものです。廃止に伴う経過措置といたしまして、附則第3項で、令和5年度の決算については従前の特別会計により処理すること、附則第4項で、権利及び義務が公営企業会計に帰属することについて定めております。附則第5項は、鳥羽市分課組織条例の一部改正ですが、こちらは新旧対照表の31ページをお願いします。

これまで市長の権限とされていた事務が公営企業管理者の権限を行う市長の事務となることから、第1条中の「水道課」及び第12条の全部を削り、第13条を繰り上げるものです。

議案書のほうですが、附則第6項は鳥羽市情報公開条例の一部改正で、新旧対照表のほうは32ページをご覧ください。

下水道事業でも管理者の権限に属する事務となるため、「水道事業管理者」を「地方公営企業の管理者」と改めます。

続きまして、附則第7項は鳥羽市職員定数条例の一部改正で、新旧対照表は下の33ページですが、第1条及び第2条で「企業会計」の後に「下水道事業」を加えるほか、一部文言の調整を行っております。

次に、附則第8項は鳥羽市公共下水道条例の一部を改正するもので、新旧対照表の34ページをご覧ください。

第3条で「下水道事業の管理者の権限を行う市長」と改め、略称規定を設けて、以下の条項で「市長」を「管理者」と改めています。また、第4条第2号では、現在ある規則を管理者の権限に属する規定に改めるため「規則」を「規定」とし、以下の条項においても同様に改正しています。なお、附則第9項で同条例の一部改正に伴う経過措置を設けています。

続きまして、附則第10項は、鳥羽市公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等を定める条例の一部改正で、新旧対照表は41ページをご覧ください。

本条例も事務の権限が管理者に替わることに伴うものですが、本条例の本文中では、「市長が定めるもの」としていたものは市長の権限に属する事務である規則を指していたことから、第8条までの部分において、「市長が」を「規定で」に改めるものです。なお、第9条では、都市下水路施設の維持管理に関する事務が市長の権限に属する事務のままであるため、準用する規定中の「規定」とあるものを「規則」と読み替えるもので、第11条も、都市下水路に関して必要な事項は規則で定めるものとして委任します。

次に、附則第11項は、鳥羽市公共下水道事業受益者分担に関する条例の一部改正で、新旧対照表は43ページです。

本条例の一部改正も事務権限の変更に伴うもので、第5条では、「市長」を「下水道事業の管理者の権限を

行う市長」とし、略称規定を設けた上で以下の条項で「市長」を「管理者」と改め、第11条で「規則」を「規定」に改めるものです。なお、附則第12項で同条例の一部改正に伴う経過措置を設けています。

最後に、附則第13項は鳥羽市給水条例の一部改正で、新旧対照表の45ページをお願いします。

鳥羽市水道事業の設置等に関する条例の一部改正をする条例、今回の条例ですが、本則において題名を「鳥羽市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に改めたことから、鳥羽市給水条例の第2条で引用している条例名を改正するものです。

施行期日は、令和6年4月1日からとなっております。

続きまして、議案書28ページをお願いします。

議案第57号、鳥羽市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてです。

提案理由につきましては、企業職員である会計年度任用職員について給与等の支給に関する規定を明記したく、本提案とするものです。

新旧対照表は46ページをお願いします。

会計年度任用職員の給与等の支給については、鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に定められているところですが、公営企業に属する職員の規定が明確でなかったことから、第2条において準用することを規定するものです。

施行期日は、公布の日から施行するものです。

続きまして、議案書の30ページをお願いします。

議案第58号、鳥羽市給水条例及び鳥羽市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についてです。

提案理由といたしましては、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い所要の改正をしたく、本提案とするものです。

議案書の31ページをお願いします。

本条例の一部改正については、水道法の一部改正に伴い、水道整備管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されることから所要の改正をするもので、条例を2本立てとして上げております。

新旧対照表のほうは47ページになります。

最初に、第1条として、鳥羽市給水条例の一部改正では、水道行政の移管変更に伴い、厚生労働省令を国土交通省令に改めるものです。

次に、第2条は、鳥羽市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正で、新旧対照表は48ページをお願いします。

水道行政の移管変更に伴い、厚生労働大臣を国土交通大臣及び環境大臣に改めるものです。

この施行については、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほど、お願いします。

○尾崎 幹委員長 担当課の説明は終わりました。

これより議案ごとに質疑を行います。

まず初めに、議案第56号についてご質疑ございませんか。

南川委員。

○南川則之委員 少し教えてください。

最初の水道事業の設置等に関する条例の一部改正というところで、今回は下水道事業を追加ということで、この第1条のところで文言をつけてもらっております。下水道事業を設置するという文言ですね。この文言なんですけれども、内容は、汚水を排除し、または処理するための下水道事業を設置するというので、下水道の事業そのもののことを書いてあるんですけれども、よく条例でうたと、公共用水域の水質の保全に資するためとか、大まかなことと書いてあると思うんですけれども、これは汚水はそのまま排除して処理するという文言になっているんですが、その辺の検討をされたかどうか、ちょっと教えてほしいんですけどね。

○尾崎 幹委員長 いけますか。

河原課長補佐。

○河原課長補佐 水道課の河原です。よろしくお願いします。

今回、ここの条文の中に公共用水域のことについて入れるかどうかという検討までは、申し訳ありません、行ってはいないんですけれども、例規としての体裁として、下水道を足しますよというところにポイントを置いて追加させていただいたということです。

○尾崎 幹委員長 南川委員、中身を聞いたんやね。

○南川則之委員 もともとの下水道事業を設置したときに、管理及び使用ということで下水道事業の条例が設置されてあって、鳥羽市水道事業及び下水道事業の設置ということですので、仕様については、別にそのように汚水を処理するということにはええんですけれども、大まかな下水道事業というのはいろんな事業があって、今やっつる特定環境とか、あるいは農業集落とか漁集とかいろいろあるんですけれども、全般的な水質の保全とか、そういった面が本当は大事なところで、そういった文言を本当は入れたほうがええかなと私は思ったんですけれども、まあまあ今の発言、よろしいですわ、それは。

もう一点だけ教えてください。

○尾崎 幹委員長 どうぞ、続けてください。

○南川則之委員 続けて、中段の4というところで、下水道事業の区域、処理人口及び処理水量は、下水道法第4条第1項の規定により定めた事業計画のとおりとするというところがあるんですけれども、この事業計画のとおりというのは国交省が認可で認めたものであるというような理解でええんか、その辺を教えてください。

○尾崎 幹委員長 河原補佐。

○河原課長補佐 南川委員のおっしゃるとおりでして、事業認可のときの計画となります。

○尾崎 幹委員長 南川委員。

○南川則之委員 そうしますと、もし事業計画が変更になっても、それは同様に変更したものを認めるということとでええのかどうか、その辺のちょっと文言が書いていないですもんで、その辺も教えてください。

○尾崎 幹委員長 河原補佐。

○河原課長補佐 認可の内容が変わった場合も、特段条例の改正は行わなくてもここで読めるという形になりますので、その場合も対応できるというふうになります。

○南川則之委員 ありがとうございます。

○尾崎 幹委員長 大丈夫ですか。

他にございませんか。結構中身は変わっていないと。

(発言する者なし)

○尾崎 幹委員長 ないようですので、次に、議案第57号についてご質疑ございませんか。

(発言する者なし)

○尾崎 幹委員長 ないようですので、次に、議案第58号についてご質疑ございませんか。

(発言する者なし)

○尾崎 幹委員長 ないようですので、説明員入替えのため暫時休憩いたします。5分間お願いします。

(午前11時13分 休憩)

(午前11時17分 再開)

○尾崎 幹委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第61号、三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議について、担当課の説明を求めます。
税務課長。

○世古税務課長 税務課、世古です。よろしくお願いします。

提出議案の48ページをお願いします。

議案第61号、三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議について説明させていただきます。

提案理由につきましては、三重地方税管理回収機構が共同で処理をする事務について、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第7条の規定により、個人の市町村民税の均等割及び個人の道府県民税の均等割の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている森林環境税を追加するため、議会の議決を経たく、本提案とするものです。

続きまして、規約の一部変更の内容について説明させていただきますので、議案の49ページのほうをお願いします。

三重地方税管理回収機構規約第3条には、機構の共同処理する事務についてが規定されております。その第3条第1項中、「いる地方税」の次に「並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第7条の規定により、個人の市町村民税の均等割及び個人の道府県民税の均等割の賦課徴収と併せて徴収することとされている森林環境税」を加えるという一部変更になります。端的に言いますと、現在、事務処理の対象が地方税のみとなっているものを、令和6年度から創設される森林環境税、国税になりますが、これを事務処理の対象に追加するという内容になります。

なお、施行日は、附則のとおり、三重県知事の許可の日からとなります。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○尾崎 幹委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第61号についてご質疑ございませんか。

濱口委員。

○濱口正久委員 質疑ちゃうんですけども、この49ページの賦課徴収のところなんですけれども、「併せて

賦課徴収」の「収」が抜けている。抜けているだけ、こっち側のところ。

○尾崎 幹委員長 ちょっと確認してください。

はい、課長。

○世古税務課長 そうです。徴収の収が抜けています。すみません。

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。これは本当にしっかりと確認作業をしていただきたいと思います。他にございませんか。

(発言する者なし)

○尾崎 幹委員長 ないようですので、次に、議案第68号、海難事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて、担当課の説明を求めます。

定期船課長。

○山本定期船課長 定期船課、山本です。よろしく申し上げます。

それでは、3月8日提出の議案書1ページをお願いします。

議案第68号、海難事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについてでございます。

提案理由につきましては、市営定期船「かがやき」において発生した海難事故について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により和解し、損害賠償の額を定めたく、本提案とするものです。

損害賠償の原因につきましては、令和6年1月20日午後6時45分、佐田浜発和具・答志行きの市営定期船「かがやき」が、菅島港堤防付近において午後6時53分頃、黒ノリ養殖施設に船体が接触し、漁具等を破損させたので、市はその損害について和解し、賠償するものであります。

2として、損害賠償の額及び相手方です。額は5万7,500円、相手方は、鳥羽市菅島町305番地、鳥羽磯辺漁業協同組合菅島支所、菅島支所長、橋本善之になります。

資料を提出させていただいておりますので、1月26日の全協でも報告をさせてもらったところになりますが、改めて概要を説明させていただきます。資料1と2で、1が内容等概要を記したものになります。2のほう为空撮を交えた航路について示したものになりますので、併せて見ていただきたいと思います。

1のほうから。概要につきましては、日時等は先ほど申し上げたとおりです。当日、「かがやき」は、乗客8名（大人4名、子供4名）を乗せ、佐田浜発午後6時45分、和具・答志行き最終便を定刻に出港しました。答志航路の通常運航では、ノリ網施設とか養殖施設の設置がされていない菅島水道の中央を航行しますが、当時は東からの波浪があったことから、風や波の陰となる菅島港堤防沖付近の黒ノリ養殖施設南側と菅島の間を航行する進路を取ったところ。同黒ノリ施設は東西に分かれておりまして、その間を航行して和具港に行ける進路を取ったところ、養殖施設に設置されているブイの灯火を別のブイと誤認し、午後6時53分、黒ノリ施設に接触し、直後に航行不能となりました。

事故発生後、直ちに鳥羽海上保安部に通報するとともに救助を要請しました。定期船「かがやき」は、海上保安部から連絡を受けた菅島漁協の漁船により、プロペラに巻きついた黒ノリ養殖施設のロープ等を切断する救助を受け、同漁船等により広い海域まで曳航されました。その後、あらかじめ救助の応援に向かっていた市営定期船「しおさい」に曳航を引き継ぎ、鳥羽海上保安部巡視艇伴走の上、午後9時12分頃に旧佐田浜棧橋に着棧して、「かがやき」の船内に待機していた乗客を「しおさい」に乗り換えさせて和具港のほうへ送

っていったということになります。和具港到着は、大体10時頃になったと聞いております。

また、乗客についての事故直後のけが等の確認についてははらせてもらいましたし、当日は送って、もう遅い時間でしたので、翌日に電話を入れて事故と体調のことについては、私のほうから直接確認をさせてもらったところでした。

それで、今回、その下の損害概要のほうになります。まず(1)の損害費についてです。

この地図のほうをちょっと見ていただきますと、上の図の黄色の線で描かれたところが予定航路です。その下に赤の線で描かれておるのが当日の進路ということで入れさせていただいて、その詳細が下の写真になります。菅島漁港の沖の黄色のブイの間を通過して本航路に出る予定が、ブイの誤認の後、この図でいうと上の養殖いかだですね。接触位置と表示させてもらってありますが、島側のほうの航路の2番目の養殖いかだですね、ここの施設に引っかけてしまったということで、ここから救助をしてもらおうということで、菅島漁協の船に出てもらって本航路のほうへ出していただいたという形になります。

資料1のほうに戻っていただきますと、さきに施設の損害費と上げさせてもらってあります2名の方については、今回の報告第9号と第10号にて専決処分として報告をさせてもらったものになります。補償額が36万1,060円、補償内容につきましては、いかりロープ、幹ロープ、バールですね、それといかり等の補償額になります。それと、もう一件が補償額4万2,000円、もう一つの並びのいかだのロープまで引っ張って影響があったということで、そのいかりを固定していますロープの補償として4万2,000円。

それと、(2)ですね。海難救助費及び復旧費、これが今回の議案第68号の52万7,500円の保障の部分になります。事故当日に海難救助として出ていただいた漁船1隻、船外機等の延べ8隻と救出作業の13人、復旧作業の7人、それと「かがやき」を引っ張り出すときに使ったロープの損害費用として、52万7,500円を今回の議案に上げさせてもらってあります。

以上、説明とさせていただきます。どうぞご迷惑をおかけしました。よろしく申し上げます。

○尾崎 幹委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第68号についてご質疑ございませんか。大丈夫ですか。

(発言する者なし)

○尾崎 幹委員長 ないようですので、次に、議案第50号、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第53号、鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第54号、鳥羽市介護保険条例の一部改正について、担当課の説明を求めます。

北村副参事。

○北村副参事 健康福祉課子育て支援担当副参事の北村です。よろしく申し上げます。

健康福祉課の改正議案といたしまして、私のほうからは、議案第50号及び議案第53号のほうを説明させていただきます。

それでは、議案第50号、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について説明いたします。

議案書の5ページをご覧ください。

保育所における保健の業務増加による負担の増大に鑑み、保育所医及び保育所歯科医の報酬額を改定したく、本提案とするものであります。

新旧対照表の5ページから6ページをご覧ください。

改正の内容としましては、保育所医と保育所歯科医の報酬額について、乳幼児の数が40人超なら、1保育所につき22万4,000円に乳幼児1人につき400円を乗じて得た額を加えた額に、乳幼児の数が40人以下なら、1保育所につき14万5,000円に乳幼児1人につき400円を乗じて得た額を加えた額に改定するものでございます。

施行期日は、令和6年4月1日からです。

続きまして、議案第53号、鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明いたします。

議案書の13ページをご覧ください。

提案理由としましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴い所要の改正をしたく、本提案とするものであります。

新旧対照表のほうは12ページから23ページまでとなります。

改正の内容としましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことにより、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第11項が同条第10項に改正され、項ずれ等が生じることになったため、改めるもの等でございます。

施行期日は、令和6年4月1日からです。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

○尾崎 幹委員長 福祉課長。

○榎健康福祉課長 続けて説明させていただきます。健康福祉課長の榎です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第54号、鳥羽市介護保険条例の一部改正についてご説明させていただきます。

議案書は19ページでございます。

提案理由としましては、介護保険法第117条の規定に基づく第9期の鳥羽市介護保険事業計画の策定に伴いまして介護保険料の改定をしたく、本提案とするものであります。

新旧対照表の24、25ページをお願いいたします。

改正の内容としましては、まず、介護保険事業計画が第8期から第9期に移行することに伴い、条例第2条第1項において令和3年度から令和5年度までとなっていたものを令和6年度から令和8年度までに改正し、第1段階から第3段階の保険料について規定している第2条第1項第1号から第13号並びに、第1段階から第3段階の低所得者層への公費投入による負担軽減を規定している第2条第2項から第4項について、おのおのの保険料率、年額保険料を改正するものでございます。また、第2条第5項に保険料の額の10円未満の端数を切り捨てる規定を加えております。

施行期日は、令和6年4月1日からの施行としております。

では、各保険料率の改定の詳細並びにその経緯につきまして、担当補佐よりご説明させていただきます。

○尾崎 幹委員長 辻川補佐。

○辻川課長補佐 健康福祉課、辻川です。よろしくお願いします。

それでは、鳥羽市介護保険条例の一部改正に伴う第9期介護保険事業計画における介護保険料について説明させていただきます。

事前にお配りしました【健康福祉課】1の資料をご覧ください。

第9期介護保険事業計画の介護保険料は、こちらの表の上の欄のところの第5段階を基準として、基準年額を8万3,760円、基準月額を6,980円としました。第8期と比較すると、年額で2,520円、月額で210円の引上げとなっております。

介護保険料の所得段階は、真ん中の辺りですね、第8期、前期と同じ13段階とし、第1段階から第3段階が非課税世帯、4段階、5段階が課税世帯ですが本人さんが非課税、6段階以上が本人課税となります。

所得区分の条件については変更ございませんが、国では、今後の介護給付費の増加を見据え、1号被保険者間での所得再配分機能を強化する、いわゆる高所得者の標準乗率を引き上げて低所得者の標準乗率を引き下げる、このようなことによって低所得者の保険料の上昇の抑制を図ることから、鳥羽市においても、昨今の物価高騰、こういった影響も加味して、低所得者標準割合を引き下げることにしました。

具体的には、こちらの表の上の第1段階、公費による低所得者の負担軽減前というところをご覧ください。鳥羽市の基準率、第1段階は0.455となりますが、この公費による低所得者の負担軽減を行うことで基準率を0.285として、基準月額を1,989円、前期比で42円の引下げとなっております。

同じように第2段階は、基準率0.685、こちらを公費による低所得者の負担軽減により0.485とし、基準月額3,385円、前期比プラスマイナスゼロ、第3段階は、基準率0.69を公費による低所得者の負担軽減により0.685とし、基準月額4,781円、42円の引上げとなっております。

第4段階以降に関しては、以下、表のとおりとなっておりますので、ご覧ください。

続いて、介護保険料の算出方法ですが、第8期計画期間、令和3年から令和5年の介護給付費等の実績をベースに、令和6年からの3年間の高齢者の人口推移、要支援・要介護認定者の見込数、各サービス利用見込みを基に、総事業費、介護給付費と地域支援事業費を推計しております。

それでは、【健康福祉課】2の9ページをご覧ください。事前配付資料の【健康福祉課】2になります。

第9期介護保険料基準月額の算出になります。

1行目の①標準給付費、こちらは要介護1～5の認定を受けた方が利用する介護サービス給付費と要支援1、2の認定を受けた方が利用する介護予防サービス給付費の総額となり、3年間の合計を77億7,697万8,407円、第8期のときが74億1,614万円ほどでしたので、4.8%の増というふうに見込んでおります。

標準給付費の内訳でございますが、こちらは資料2を1ページ戻っていただいて、8ページをご覧ください。主なところを中心に説明をさせていただきます。

8ページ中段の表、(9)標準給付費の推計の1行目、総給付費の左側、実績というところの欄になりますが、こちらは第8期事業計画の実績見込みとなりまして、令和3年、令和4年、令和5年、3年間分を合計すると71億9,816万2,000円、こちらに対して、右側、推計、令和6年から8年の合計をすると、第

9期事業計画では71億2,462万5,000円、1.1%の減というふうに緩やかに減少すると見込んでおります。各年度の内訳は、表のとおりとなっております。

次に、2行目の特定入所者介護サービス費については、3行目の通常にかかる分と4行目の制度改正に伴う財政影響額を合算したものになりますが、こちらの推計のほうの右側の令和6年から8年は、令和6年の介護報酬改定に係る影響額というところで記載をさせていただいております。こちらの部分が合計で607万9,000円増加すると見込んでおります。

次に、5行目の高額介護サービス費になります。こちらも6行目の通常かかる部分と7行目の財政影響額になりますが、右側の推計のところの令和6年から8年の合計が347万円増加するというふうに見込んでおります。

それでは、再度9ページにお戻りください。

②地域支援事業費、介護予防・日常生活支援総合事業については、要支援1、2の認定を受けた方が利用する訪問型サービス、通所型サービス、こういうサービスの給付が主なところとなっております、8,598万円を見込んでおります。第8期の9,664万円に対しては減となっております。

次に、③地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業費については、地域包括支援センターの運営費、認知症施策や医療・介護連携、こういった部分に係る費用となっております、1億3,875万円と見込みました。第8期の1億7,100万円に対しては3,225万円の減となっております。

この①標準給付費と②介護予防・日常生活支援総合事業、③の包括的支援事業・任意事業の合計額が、3年間の総事業費というふうになっております。

このうち④第1号被保険者負担分に関しては、第1号被保険者の65歳以上の方の負担割合が23%になりますので、こちらを乗じた18億4,039万2,934円が第1号の被保険者の保険料算定における仮の負担分となります。

続いて、⑤、⑥の調整交付金について説明をさせていただきます。

調整交付金とは、全国の各市町村ごとの介護保険財政の調整を行うもので、要介護になるリスクが高く、介護サービス給付費の高騰が見込まれる高齢者中の後期高齢者の割合の調整や高齢者の所得状況の調整を行うもので、この割合が全国平均と同様であれば、調整交付金は相当額の5%になります。鳥羽市については、後期高齢者の負担割合は全国平均よりも高くなっており、所得水準については平均を下回っていることから、⑥の調整交付金見込額の交付となります。

第8期計画期間中に介護保険給付準備基金に2,500万円積み立てておりますので、第9期介護保険料を抑えるために、⑨のところですね、準備基金取崩額として2,500万円を取り崩すこととしております。この取り崩した額で約108円分保険料が減少することとしております。

以上のことを踏まえて、第9期における⑩番、保険料収納必要額は16億1,237万5,854円となり、予定保険料収納率、⑪のところですが、98.5%、こちらで割り返した額が⑬の保険料賦課総額となり、16億3,692万9,801円、こちらが1号被保険者の方の負担分となります。この金額を⑭の被保険者数（補正後）のところの3年間の延べ人数1万9,543人で割ったものが⑮の基準年額8万3,760円となり、基準月額は6,980円となりました。

以上、説明とさせていただきます。

○尾崎 幹委員長 担当課の説明は終わりました。

これより議案ごとに質疑を行います。

まず初めに、議案第50号についてご質疑ございませんか。

(発言する者なし)

○尾崎 幹委員長 ないようですので、次に、議案第53号についてご質疑ございませんか。

(発言する者なし)

○尾崎 幹委員長 ないようですので、次に、議案第54号についてご質疑ございませんか。

瀬崎委員。

○瀬崎伸一委員 一つだけ聞かせてください。

添付資料のほうになると思います。【健康福祉課】1の資料の第9期の介護保険料(案)というところで、第3段階の方の国基準率が0.69、第8期の場合は0.75、ここだけ少し下がるとということで負担が減るとるんやろうなと思うんですけども、これは国から示された基準にのっとるということなんで、国が答弁せなあかんことかもわからないんですけども、ここだけぐっと下がったというのは何か意図があるのかなというので、市のほうで把握しとることがあれば教えていただければいいかなと思うんですけども。

○尾崎 幹委員長 辻川課長補佐。

○辻川課長補佐 ちょっと把握しているところは特にはないんですが、基本的にはこの第3段階のところは国基準に準じてというところになりますので、それにのっとっておるんですが、国のほうも低所得の方への物価高騰等の影響にも応じて引き下げるところなので、そのあたりを加味されたのかなというふうには考えております。

以上です。

○尾崎 幹委員長 瀬崎委員。

○瀬崎伸一委員 ありがとうございます。

○尾崎 幹委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

(発言する者なし)

○尾崎 幹委員長 ないですね。

以上で付託された全ての議案について説明を受けました。

続いて採決に移る前に、委員の皆さんで討議したい案件はございますか。

(「なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 ないようですので、説明員入室のため暫時休憩いたします。

(午前11時48分 休憩)

(午前11時52分 再開)

○尾崎 幹委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議案第48号、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、議案第48号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第49号、鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、議案第49号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第50号、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、議案第50号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第51号、鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○尾崎 幹委員長 起立多数であります。

よって、議案第51号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第52号、鳥羽市手数料徴収条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、議案第52号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第53号、鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、議案第53号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第54号、鳥羽市介護保険条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、議案第54号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第55号、鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、議案第55号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第56号、鳥羽市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、議案第56号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第57号、鳥羽市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、議案第57号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第58号、鳥羽市給水条例及び鳥羽市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、議案第58号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第59号、鳥羽市辺地の総合整備計画の策定について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○尾崎 幹委員長 起立全員であります。

よって、議案第59号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第60号、定住自立圏形成協定の変更について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、議案第60号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第61号、三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、議案第61号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第68号、海難事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、議案第68号については、原案どおり可決することに決定しました。

以上をもちまして、当委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。

それでは、この後、行政常任委員会において3点ほど協議事項がございますので、説明員退席のため暫時休憩します。

ありがとうございました。

(午前11時58分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○尾崎 幹委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

まず1点目は、現在、所管事務調査を行っている鳥羽市の市街地整備についてですが、2月21日に建設課より鳥羽市の現状の報告をいただき、立地適正化計画の策定等について確認を行いました。このことから、確認した内容を踏まえ、執行部に対し政策提言を行うのか、または執行状況の監視・評価を行ったとするのかについて、委員の皆様のご意見を確認したいと思います。どうでしょう。

坂倉委員。

○坂倉広子委員 政策提言にするか否かというのは、もうここで決まるということになるんですね。

○尾崎 幹委員長 そうですね。そうせな整合性が、やっぱり下は今回予算が4月に通ったらもう一気に動きま
すから、その度合いはまだ確認していないけれども、動き出したらやっぱり動いてくると思いますので、その
都度、決まった後にまた物を言うて職員の仕事を増やすほうがいいのか、それかもう最初から言うていて、こ
ういう提言は進捗状況に応じて議論したいとか、そういう申出をしとかないかんのじゃないかなと思っていま
す。

それとまた、監視と評価という部分、正直に言って三つどれにしますかということで、いかがでしょうか、
皆さんのご意見をお伺いしたいんですけど。

どうぞ、坂倉委員。

○坂倉広子委員 このところについて、やはりどういうスケジュールで進んでいくのかという、計画を立てる
としてパブリックコメントをどこに入れるとか、全く私も専門的なところになると思うので、もう少し丁寧に
説明をいただきたいというのが心情なんですけれども。

○尾崎 幹委員長 この間の説明の中では、令和8年までにはというやつやったと思うんやけど。令和6年度に
予算がつきますよね。2年間でいろいろな立ち上げまでいきたいという、立案まではできるんじゃないかなと
執行部のほうでは考えとる状況ですよ。

政策提言までいこうと思ったら、こちらはこちらでいろいろな、やっぱり法律ですから法律の勉強、県条例
もあれば、それに関わるものに対して皆さんにやっぱり共有認識をまず持ってもらわないかんと、これをす
ることによって予算がどんどん決まってくると思います。それについて、こちらが言うことに対して予算が上
がるとか下がることになれば、うちはどうしていったらええんやと。予算が必要ならば、執行部の考えとる
内容より濃いものになった場合、そのお金が発生するならば議会としてどういう、政策提言するわけですから、
最初から執行部が考えとる予算よりもしくは1億円増えました、ほんなら1億円はどうしますかという話し
までいくと、この2年間で立案はどうなんのやと。足を引っ張ることになったらまたおかしいし、ただ、片
手間で作られることも危惧せないかん一つやと思っています。

今日の議案があれだけあって、国からのやっぱり流れが、ほいで職員らがみんな内容を確認して次の段階に
走っていかないかんという作業もありますので、そこら辺、皆さんよう考えてもらって、何分やっぱり、みん
なは分かっと思えますけれども、職員さんの数の少なさ、それはもう一般質問で皆さん明らかになっ
と思えますので、そこをどうやってやっていくかというのは議会のやっぱり、ちゃんと足を引っ張らんと適正
なものに変えていくという作業をしていただかないかんと。そうなってくると、考えようによっては監視・評
価で、監視するからこれは駄目ですよということも言えますから、評価ばかりでは駄目ですから。

そこら辺、いかがですか。もっと意見を出してもらえれば。どうですか。

濱口委員。

○濱口正久委員 今回の所管事務調査のほうは、出されたものがまちづくりのところであったと思うんです。今
回、立地適正化計画と都市再生整備計画ですね、これについてはもう予算、債務負担もついて、やるという方
向が確認できたので、最初は、当時聞いてきたときは、これをやるかやらんかというところを確認してほしい
ということがあったのと、それから、それに関連して調査のほうで空き家と、それから国調のほうとがどうい
うふうにリンクしているのやということがあったので、それはしっかりと聞かせていただいたと思うんです。

現在のところで行くと、あのフローチャートで行くと最終的に提案するのかというところがありますけれども、もうこれはやるということですので、監視・評価のほうでいいかなというふうには思いますけれども。

○尾崎 幹委員長 ほかに、皆さんご意見ございませんか。

政策提言するならば、かなり密な協議と、やっぱりまず知識を入れやないかんと思います、国なりに行っていただいて。国土交通省、もしくはそれに関連するような省庁の考え方を頭に入れた中で、条例に関してのやっぱり整合性をしっかりと図っていかないかんし。

それと、今、商工会議所から出されたこの立地適正化計画に関しては、やっぱり期限というものがあると思います。それに合ったような流れを、立地適正化計画をつくらな、次に民間の投資なりいろんなものができませんので、先ほど濱口委員が言われたように、空き家対策なんて本当に建築主事を置かな進まへんと思います。それを置くことによって、環境省4割、ほいで市が4割、8割のお金が出てくるということ、やっぱり皆さんそういうことも考えていただいてしていかな。一つだけするんじゃないし、一つは動いたとしても、次に動かすことを私らの目的にしていかないかんのじゃないかなと思っていますので、そこら辺しっかりと考えてもらって、どういう形がよろしいか、もう一度皆さんにお伺いしたいんですけども、何かありませんか。

南川委員。

○南川則之委員 前回、所管事務調査というか、勉強会で建設課とやらせてもらって、副市長も入っていましたけれども、共有認識を持つということで、全員が同じような思いを共有するということがあったと思います。それで共有できたのが、立地適正化計画はなぜつらないかんかというところでいろいろ答弁をいただいたんですけども、立地適正化計画はあくまでも大きな、今、都市マスをやっていますけれども、計画を練っていますけれども、その都市マスと同じようにして立地適正化計画という大きなマスタープランをつくって、それでまちの全体的なことを描いていくということですので、それがあつたら事業が動くんじゃないくて、大きな計画の中で、どういう事業、都市再生整備計画を立てていくかというところが本当の重要なところであつて、立地適正化計画がないとほかの交付金事業が起こせませんよというのは皆認識されたと思うんです。

それで、会議所が言われていますように、会議所も入ってやれるんやないかというところは、全体的な絵は描けるということで、それは何の問題もないということで、建設課から今回予算も上がっていますし、6年、7年でやるという流れの中で、しっかりと監視して行って、どういう流れでやっていくかということが必要やと思います。

それで、実際、どんなことをやっていくんやというところが本当の主なところで、話の中にもあつたように、まち交をやるのに大体10年間で20億円ぐらいかけてやっていたんですけども、どこをどういうふうにしてピンポイントにやっていくかというところが重要なところですので、そこへまた議会のほうも誰かが入って行って中身を確認していくという作業は必要だと思うんですけども、当初の会議所から言われて私らがやった協議の中というのは十分確認ができたと思います。

それから、空き家の問題もそうなんですけれども、そういったところも確認ができて、地籍調査が進んだらまちづくりはできるのかというたら、そうではないというのが確認ができたと思います。というのは、地籍調査はあくまでも虫食いでもやっていくけれども、そうじゃないよと。実際の計画を練って、測量していったらできますよというところも確認ができたと思いますので、そういうことで、立地適正化計画が重要は重要なや

けれども、そればかりやっとならなくてもいいかなということですので、その辺はちょっと皆さん共有できたかなと思いますので、よろしくお願いします。

○尾崎 幹委員長 南川委員、監視していくという方向でよろしいですか、監視・評価で。

ほかにございませんか。

それで皆さんよろしいんでしょうかね。

木下委員。

○木下順一委員 はい、私もそれでいいと思っていますし、もうプロポーザルの入札ですか、あれも一月前倒して市のほうも、僅か一月のことですけれども、そういうこともやっておられるんで、そういうのも決まってきたら見ていかないかな部分もあるかとは思いますが、監視、チェックしていければいいのかなと思っています。

○尾崎 幹委員長 ほかにどうですか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○尾崎 幹委員長 それでは、鳥羽市市街地整備については、監視・評価とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 それでは、そのように決定します。

報告書については、先日建設課より聞き取った内容を踏まえ、私と議会事務局で相談の上、作成したいと考えておりますが、委員の皆様で報告書に入れてほしい内容がありましたら、ご意見をお願いいたします。いかがですか、ございませんか。

先ほど南川委員と濱口委員の言われた内容というのは、やっぱりしっかり、これが監視と評価になってくると思いますので。

世古委員。

○世古雅人委員 私たち議員としては、やはり市民の意向というか、考えが非常に大切だと思いますので、その辺はもうしっかりとこの計画の中へ入れていただきたいというのは、私、もう一つだけです。

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

山本委員。

○山本哲也委員 今回添付していただくと資料の要約があるかと思うんですけど、それベースでやってもらったらいいのじゃないかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○尾崎 幹委員長 他にございませんか。

(発言する者なし)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。

それでは、そのように報告書を作成させていただきます。

次に、2点目の3班体制で実施している所管事務調査についてです。

令和5年6月より各班で調査を進めていただいていると思いますが、令和5年度での行政常任委員会における政策提言等実施の検討については一旦保留とし、令和6年度へ持ち越すことにしたいと考えていますが、こ

れについて委員の皆様のご意見を確認したいと思います。何かございませんか。

木下委員。

○木下順一委員 3班ですけれども、我々もまだ所管事務調査の途中ですので、6年度のほうへ延ばしていただきたいと思っています。

○尾崎 幹委員長 他にございませんか。

山本委員。

○山本哲也委員 我々2班もまだ途中であるんですけれども、来年度目いっぱい使うかという、逆に来年度は目いっぱいまでは要らないのかなというふうに思うんで、またその都度報告なりさせていただく機会を設けまして、決は3班合わせたほうがいいのか、その辺もあるかと思うんで、目いっぱいには要らんかなとは思いますが、進捗状況的に。またその辺のタイミングは……

○尾崎 幹委員長 相談してということ。

○山本哲也委員 はい。

○尾崎 幹委員長 他にございませんか。

議長、どうぞ。

○河村 孝議長 皆さんにお願いしたいのは、せっかく常任委員会として政策提言をしていただくんで、予算編成時期に間に合うような形でのタイムリミットというところを皆さんで申合せさせていただいて、9月なら9月のところで締め切って政策提言をすとか、ある程度その辺を見据えて決めていただければどうかと思いますので、よろしくお願いします。

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。

今の議長のご意見ですけれども、やっぱり予算に反映させようと思ったら、今のところ9月が締切りという形を取らせてもうても、皆さん、よろしいですか。

濱口委員。

○濱口正久委員 1班は、昨年度に一応報告書をまとめさせていただいて視察も終わったんですけれども、最終的に提言のところまでいくのが9月までということで同意させていただきたいんですけれども、新年度、まだ追加で予算はつくんですかね、視察の。

○尾崎 幹委員長 新年度はまた違うことで使うという流れなのか、そこはちょっと分からへんけど。

局長。

○岩井事務局長 予算は6年度は6年度でつけてありますので。

○尾崎 幹委員長 あるわけやで、別の調査を付け加えたい、もしくは今、報告書はできていますと。ほやけど、今年度の所管事務調査の視察で使えるんなら使ってもう一つ大きなものにしたいなという考えも、それが可能か。

どうぞ、事務局。

○岡村書記 令和6年度予算で視察に行ってもらおうかどうかというのは、またこの行政常任委員会で許可を取ってもらおう形で行ってもらえばいいと思うんですけれども、もし9月でこの所管事務調査が終了になります。その後の行政常任委員会として視察を行うとなった場合に、班で行かれた方は、もうその視察にはちょ

つとついていけないということになると思いますので、その点だけちょっと皆さんご了承ください。

以上です。

○尾崎 幹委員長 どうぞ、濱口委員。

○濱口正久委員 はい、分かりました。ありがとうございます。多分そうになると、僕らの班だけ2年分になってしまいますので確認したかった。ありがとうございます。

○尾崎 幹委員長 他にございませんか。

(発言する者なし)

○尾崎 幹委員長 それでは、3班体制で実施している所管事務調査は、令和6年度に持ち越すことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、令和6年6月議会の行政常任委員会において各班の調査結果報告を行いたいと考えておりますので、皆さん準備していただきますようお願いいたします。

経過報告までは入れるということですね。完成していなくても、この6月議会の常任委員会で何らかの形で進捗状況、もしくは完成しとるならその披露ということになるのでしょうか。

事務局。

○岡村書記 今おっしゃっていただいたように、令和6年の6月議会の行政常任委員会で、一旦各班の調査状況というものを報告していただくと思っています。そこでまだ調査が必要ですよということやったら、ちょっと9月の提言が難しいということであれば、その班は引き続きやっていただくとか、そういったことを確認するための報告ということで考えておいていただければと思います。

以上です。

○尾崎 幹委員長 そういうことですので、しっかりと報告書が出来上がるのが一番いいだと思いますけれども、やっぱりいろいろな形で遅れている部分もありますので、ご理解いただきますよう。ほいで、しっかりと今言われた内容を皆さん共有していただくようよろしくお願いします。

それでは、最後に3点目、中村委員より3月1日付で副委員長の辞任届が提出されました。このことから、副委員長の辞任を議題としたいと思います。

鳥羽市議会委員会条例第10条「委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。」とあることから、委員の皆さんにお諮りしたいと思います。

これより、中村委員の副委員長辞任について採決します。

お諮りします。

中村浩二委員の副委員長辞任について、許可することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、中村委員の副委員長辞任については、許可することに決定しました。

ただいま副委員長の席が空席となりました。鳥羽市議会委員会条例第6条第2項「委員長及び副委員長は、委員会において互選する。」となっておりますが、本日中に副委員長を決めるのか、後日改めて副委員長を互選する場を設けるのか、どちらがいいか、委員の皆さんの意見をお願いしたいと思います。出して、意見。

濱口委員。

○濱口正久委員 一旦今日は受理させていただいたんで、後日でええかなというふうに思っております。私はそういうふうに思います。

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。

他にございませんか。

(発言する者なし)

○尾崎 幹委員長 今、濱口委員の言われたのでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○尾崎 幹委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。

以上で委員会を終わりたいと思いますが、当委員会における委員長報告につきましては、ご一任をお願いします。

これもちまして行政常任委員会を散会します。

ありがとうございます。

(午後 1時22分 散会)

委員長はこの会議録を作りここに署名する。

令和6年3月11日

行政常任委員長 尾 崎 幹